

独立行政法人国立公文書館の業務執行状況

平成20年度独立行政法人国立公文書館年度計画	平成20年度上半期業務執行状況
1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 館に対して示された中期目標達成に向け、前期及び前年度までの業務実績を踏まえ、館の業務を更に円滑かつ効率的に実施するため、中期計画及び年度計画に則り、各業務分野ごとに可能な限りの数値目標を盛り込んだ具体的な執行計画を策定し、四半期毎にその達成状況を把握して、その的確な推進を図る。特に以下の事項について積極的に取り組む。 (1) 業務の効率化 ① 前年度計画に引き続き、歴史公文書等の受入れ及び保存に係る業務を同一の部署の下で一元的に行うとともに、目録作成等の業務マニュアル及びマイクロフィルム撮影マニュアルに基づき、パートタイマーによる効率的かつ的確な業務を行い、必要に応じマニュアルの見直しを行う。 ② 業務の継続性及び適切な履行の確保に十分留意しつつ、機器の保守、設備の維持管理などの外部委託、保守・修繕などの経費について、館が策定した「随意契約見直し計画」（平成19年12月20日決定）に基づく競争入札の拡大、業務の見直しなどを図ることにより、新規に追加又は拡充されるものを除き、対前年度2%以上の縮減を図る。 (2) 「業務・システム最適化計画」を実施するための措置 平成18年度に策定した「業務・システム最適化計画」（国立公文書館業務・システム最適化PT会議決定(平成18年11月15日))を実施するため、前年度に引き続き、最適化工程表に基づく業務を行うとともに、「業務・システム最適化指針（ガイドライン）」に従い、最適化実施状況報告書及び最適化実施評価報告書を作成し、公表する。	1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 中期目標を踏まえた「中期計画」、「年度計画」及び年度計画を踏まえて策定した具体的な「業務執行計画」について、四半期毎にその執行状況の検証及び評価並びに達成度等を把握し、業務の計画的、効率的遂行を図っている。個別以下のとおり。 (1) 業務の効率化 ① 業務マニュアルによる作業の推進 i) 目録作成マニュアルに基づき、前年度に引き続きパソコンによる入力を行い、より効率的かつ的確な目録原稿作成をパートタイマー等により実施中。 ii) マイクロフィルム撮影マニュアルに基づき、より効率的、計画的な撮影作業をパートタイマーにより実施中。 ② 予算の執行状況を常時把握するとともに、実績を取りまとめ分析を行った。また、効率的執行の観点から、各課等に執行計画の見直しを実施し、その内容を点検中。 前年度に引き続き、一般競争入札等の拡大を推進しているところである。 (2) 「業務・システム最適化計画」を実施するための措置 ① 「業務・システム最適化指針（ガイドライン）」に従い、平成19年度の「最適化実施状況報告書」及び「最適化実施評価報告書」を作成、公表した。(6月23日) ② 「業務・システム最適化計画」の最適化工程表に基づき、以下の作業を実施した。 i) デジタルアーカイブとアジア歴史資料センター（以下「アジ歴」という。）のシステムにおけるデジタル資産の共有化に向けて、JPEG2000

(3) 総人件費改革に関する措置 「行政改革の重要方針」(平成 17 年 12 月 24 日閣議決定)を踏まえ、特定独立行政法人として、前年度に引き続き国家公務員の給与構造改革に準じた給与の見直しに取り組む。 2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 (1) 体制整備の検討 公文書等の適切な管理、保存及び利用を行うため、内閣官房長官主宰の「公文書等の適切な管理、保存及び利用に関する懇談会」報告書(第 1 次)等を踏まえ、業務の一層の効率化を図りつつ、館の機能の充実強化のために必要な体制整備を図ることを検討する。	形式に対応したアジ歴提供用デジタル画像(45 万コマ)の作成に関する仕様書を作成し、業務委託先を選定した。 ii) 次期デジタルアーカイブの仕様に関する要件定義書の作成のため、次のとおり業務を行った。 ・館職員、一般利用者、研究者等へのアンケートの実施(8 月 20 日～9 月 8 日) ・類縁機関のデジタルアーカイブ等の現状の把握 ・現行システムの利用状況等の把握のため、アクセスログの分析 ・システム監査を通じた、セキュリティ診断、現行システムを構成する機器の CPU やメモリ、ネットワーク等の稼働状況調査 ・専門家等による第 1 回委員会の開催(9 月 8 日) iii) 最適化 PT を開催し、進ちょく状況等を報告した。 ・第 14 回最適化 PT(5 月 23 日)、平成 19 年度第 4 四半期分の進ちょく状況等について報告 ・第 15 回最適化 PT(6 月 23 日)、平成 19 年度の「実施状況報告書」及び「実施評価報告書」について報告 ・第 16 回最適化 PT(7 月 17 日)、第 1 四半期の進ちょく状況等について報告 (3) 総人件費改革に関する措置 国家公務員の給与構造改革に準じ、地域手当の支給割合の改定などを盛り込んだ職員給与規程の改正を行い、平成 20 年 4 月施行した。 2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 (1) 体制整備の検討 公文書専門官をより高度な専門的業務に従事させるため、公文書専門官の中から 3 名を主任公文書専門官に命じ、館の機能の充実強化を図った。
---	--

(2) 歴史公文書等の受入れ、保存、利用その他の措置 ① 受入れのための適切な措置 i) 公文書等の移管について内閣総理大臣に対して述べる意見の充実を図り、また、政府の移管基準及び移管手続きの改善に資するため、あらかじめ各府省庁が保有する公文書等を把握し、専門的知見を活かして精査を行うなど、その具体的な運用、手続きに関する改善方策の検討を行い、その結果を順次反映させる。 また、内閣に設置された「行政文書・公文書等の管理・保存に関する関係省庁連絡会議」(平成19年12月14日設置)に対応した検討を内閣府とともにやり、同会議において決定した事項について、館として実施に努める。 ii) 司法機関との移管の「定め」の締結に向けて、内閣府とともに引き続き協議を行い、早期実現に資する。	(2) 歴史公文書等の受入れ、保存、利用その他の措置 ① 受入れのための適切な措置 i) ・内閣府と今年度の移管手続・日程等について調整。 ・各府省庁からの申出様式等の調整。 ・今年度第1回移管に関する主管課長会議を7月17日に開催し、下記について各省庁に依頼。 ○事前申告リスト及び事前個別協議対象リストの提出(提出期限:9月16日) ○移管文書の申出及び今年度保存期間が満了する文書リスト(「国政上の重要事項該当文書」及び「定期的作成文書」を含む)の提出(提出期限:10月31日) ○21年度以降に保存期間が満了する「国政上の重要事項該当文書」の決定に向けて各府省庁と協議。 ・事前申告・協議のあった行政文書について移管の適否の検討、移管元省庁との事前協議。 ・各府省庁が保有する公文書等の把握・精査を行い、移管基準及び移管手続きの更なる円滑な運用、改善に向けた検討を実施。 ・第2回行政文書・公文書等の管理・保存に関する関係省庁連絡会議(7月11日開催)に際し、「公文書管理の在り方等に関する有識者会議」(以下「有識者会議」という。)の中間報告を踏まえ、文書管理の改善に向けた当面の取組及び移管基準の遵守、移管の促進について、内閣府と共に要請。 ・4月4日から25日に上川公文書管理担当大臣が19府省庁等を視察した際、公文書専門官も随行し、大臣の質問等に対し、意見等を述べた。 ・5月30日及び6月3日の2回にわたり、上川公文書管理担当大臣と公文書専門官との意見交換会が行われ、通常移管協議の際の実体験を踏まえた意見を述べた。 ii) 4月24日、内閣府と共に最高裁判所事務総局と、司法との「移管の定め」案に関して協議した。その結果、民事判決原本の移管を司法行政文書に先行して実施すること、及び最初の移管対象を、昭和18年以降昭和30年以前の民事判決原本とすることについて合意し、現在最高裁判所側において内閣府が示した「移管の定め」案の
--	--

iii) 歴史公文書等の移管の趣旨の徹底を図るため、移管基準を分かりやすく解説したパンフレットの作成・配布、関係行政機関に出向いての説明会、本館・分館での研修・施設見学会を実施する。 iv) 「平成19年度公文書等移管計画」等に従い、館の効率的な運営を考慮しつつ、関係行政機関と調整の上、歴史公文書等の円滑かつ計画的な受入れを行う。 v) 移管された公文書等の公開に関し、一般の利用制限に関する重要事項については、業務方法書を改正し、平成19年度から有識者会議に諮ることとした。また、平成18年度までに、利用規則を改正し本人情報閲覧制度を新たに設けた。さらに、移管基準を改正し、移管元機関に意見等がある場合には、事前に協議できる制度も設けた。これらに加え、平成20年度は、時の経過を踏まえた個人情報等の公開基準の見直しについて、早急に結論を得るべく検討に努める。	修正について検討している。 iii) ・移管基準を分かりやすく解説したパンフレット「公文書の管理と移管」（改訂版）及び移管に関する諸規定を掲載した冊子「公文書移管関係資料集（平成20年度版）」を作成し、関係行政機関へ配布。 ・公文書専門官等がすべての移管元行政機関に出向き、文書主管課職員及び各部局の文書担当者等に対し、移管基準等についての説明会を実施。（18機関すべて実施済。計418名） ・各府省庁の事務次官等に対し、館長から直接に移管を要請。特に、昨年6月に各府省庁との間で合意され、本年度から開始されることとなった「特定の国政上の重要事項該当文書」及び「定期的作成文書」の円滑な移管の実施等についても併せて要請。（16機関実施済。内閣府は11月5日、内閣官房は11月実施予定。内閣府大臣官房管理室長同席。） iv) ・平成19年度移管計画に基づき、関係行政機関と調整の上、上半期に一般行政文書等を約23,000冊及び林野庁地方局分約17,000冊を受入れ。 v) ・国立公文書館有識者会議（平成20年9月）に歴史公文書等に係る一般の利用の制限に関する取扱い状況（公文書等の利用制限の概要、受入れ公文書の公開・非公開の状況、戦争裁判関係資料等の非公開文書の公開区分の見直し状況等）を報告。 ・現行の公開基準（利用規則第4条）のうち経過年数（非公開期間）の上限が設定されていない個人情報（「門地」、「遺伝性の疾病、精神の障害その他の健康状態」、「犯罪歴又は補導歴」）について、平成19年度に取りまとめた個人情報の経過年数に関する学識経験者（7人）の意見等（平成20年3月研究連絡会議へ報告）を踏まえて関係省庁のヒアリングを検討。 ・平成18年度に新たに導入した本人情報閲覧制度に基づいて閲覧申込のあった事案を審査。 ・現行の公開基準では一般の利用を制限できない情報（公共の安全等に関する情報、審議検討等に関する情報、事務又は事業に関する情報）について一般の利用の制限を求める意見については、移管基準（各府省庁等官房長等申合せ）を改正（平成17年6月）し、事前協議制度を新たに設置。同制度を利用した事前協議を実施。
--	---

② 保存のための適切な措置

- i) (2)①iv)により受け入れた歴史公文書等について、紙等の劣化要因を除去するために必要な措置を講じた上で、温湿度管理のできる適正な保存環境の専用書庫に、簿冊の製本形態に応じた適切な排架を行い保存する。
- ii) 保存対策方針に基づき、順次、必要な修復、媒体変換等の措置を講ずる。
- iii) 劣化が進行している歴史公文書等のうち、閲覧に供し得ない状態にある等緊急に措置を講ずる必要があるものについては、歴史資料としての重要度を考慮し、計画的に修復を実施する。
修復計画:重修復 270 冊、軽修復 5,750 冊、リーフキャスティング 5,500 丁
- iv) 劣化要因に応じて、伝統的な技術に加え、少量脱酸技術等の科学的技術等を取り入れた修復を、資料の選択及び作業計画を立て、年 1,000 枚を計画的に実施する。
- v) 原本の保護及び利用者の利便性の向上を図るため、利用頻度等を考慮し、順次マイクロフィルム等への媒体変換を行う。
- vi) マイクロフィルム媒体等の長期保存のため、巻き戻し、汚れの除去等を行う。
- vii) 内閣府懇談会報告書（第 2 次）の提言を踏まえ、IT 戦略本部「重点計画 2007」に盛り込まれた平成 23 年度からの電子公文書等の移管・保存の開始に向けて、電子媒体の公文書等の効率的な管理・保存について、内閣府と一体となってプロトタイプによる総合的検証等を行う。

③ 一般の利用に供するための適切な措置

- i) 「平成 19 年度公文書等移管計画」等に基づき受け入れる歴史公文書等の目録を、当該公文書の受入れから速やかに作成し、これまでの公開審査の事例を基に、公開・非公開区分の概定を行い、前年度までの実績を踏まえ更なる効率化を図り、当該歴史公文書等の受入れから 11 か月を目標に一般の利用に供する。

② 保存のための適切な措置

- i) 受け入れた約 40,000 冊の一般行政文書等について、くん蒸等を行った上で、目録作成作業を実施中。
- ii) 保存対策方針に基づき、劣化状態及び要因に応じた保存のための措置を適宜実施。
- iii) 劣化が著しく進んでいる公文書等の計画的な修復の実施。
 - ・重修復 136 冊（計画数の 50.4%）
 - ・軽修復 2,970 冊（計画数の 51.7%）
 - ・リーフキャスティング 2,872 丁（計画数の 52.2%）
- iv) 計画的な少量脱酸の実施。
512 枚（計画数の 51.2%）
- v) 利用頻度等を考慮し、順次マイクロフィルムへの媒体変換を実施。
- vi) マイクロフィルム媒体等の長期保存のため、巻き戻し、汚れの除去等を行っている。
- vii) 直ちに取組を開始すべきとされた電子媒体の公文書等の効率的な管理・保存について、内閣府と一体となって、プロトタイプによる総合的検証の準備を行った。
継続的な取組が必要とされた電子公文書の作成時又は作成前からの評価選別については、マクロ評価選別に関する基礎的調査研究（評価マニュアル（素案）の作成）を引き続き実施。

③ 一般の利用に供するための適切な措置

- i)
 - ・受け入れた歴史公文書等を、受入れから 11 か月を目標に一般の利用に供するよう作業中。
 - ・非公開文書群については、可能なものから公開区分の変更作業に取り組む。具体的には、大正期の恩給裁定原書（約 6,000 冊）につい

また、公開利用促進の観点から、既に移管されている歴史公文書等のうち、非公開文書群の見直しを行い、可能なものから概定区分変更を実施し、順次一般の利用に供する。 ii) 館の存在とその意義を国民に周知し、歴史公文書等の幅広い利用を図るため、次の事項を行う。 イ 展示会等あらゆる機会を利用して、館の機能、役割、存在意義並びに館が所蔵する歴史公文書等について、国民への周知、紹介を図る。 また、国際アーカイブズの日（6月9日）を中心に公文書館制度の意義、重要性について国民の理解を深めるための広報を実施する。 ロ 利用統計等を分析することにより利用者の動向等を把握し、これに応じた展示会の開催、ホームページの充実、広報誌の刊行等の広報も積極的に行う。	て、公開区分の変更作業を開始した。 ・寄贈・寄託文書について、歴史資料として重要な公文書等として指定すべきか否かを検討するため、計34家・1773点の件名目録を作成した。 ii) 館の存在とその意義を国民に周知し、歴史公文書等の幅広い利用を図るため、次の事項を実施。 イ 展示会 ・春の特別展「病と医療－江戸から明治へ－」 4月5日(土)～24日(木)開催。入場者数：6,459人 期間中講演会を実施。 ・夏の企画展「記録されたオリンピック」 7月22日(火)～9月19日(金)開催。入場者数：1,454人 ・常設展「明治から大正へ」 5月2日(金)～9月19日(金)開催。入場者数：2,866人 ・つくば分館夏の企画展「つくば今昔物語」7月22日(火)～8月30日(土)開催。入場者数：2,600人 ・「つくばちびっ子博士」事業に協力し、和綴じ体験講座を実施。 ・地下鉄駅構内電飾掲示板（5か所）及び地下鉄電車内沿線案内（1路線）への館紹介広告を実施 ・館紹介の英文リーフレットの作成、パブリックアーカイブズ・ビジョンリーフレットの増刷 ・年報の発行 ・雑誌等への寄稿（議長会報5月15日号、クラブたよ里537号） ・国際アーカイブズの日(6月9日)周知用ポスター（13,000枚）、ちらし（153,000枚）を作成し、国、地方公共団体を始め関係機関に配布するとともに、6月7日放送の政府広報番組（栗村 智のHAPPY!ニッポン！中のお知らせ）により周知。 ロ 毎月の閲覧者数等を把握するとともに、展示会においてアンケート調査を実施。 ・ホームページサブコンテンツ「今月のアーカイブ」（4～10月号）の公開及び「公文書に見る日本のあゆみ」（現在、慶應3年（1867）～昭和47年（1972）まで公開中）の「出来事」の更新。 ・春の特別展「病と医療－江戸から明治へ－」を再構成した「デジ
---	---

ハ 館のホームページを利用して、館所蔵資料、「アーカイブズ」等の刊行物、展示会の案内や研修会・会議などの最新情報を積極的に紹介する。 さらに、利用者の利便を図るため、国又は地方公共団体が設置する公文書館（これに準ずる機関を含む。以下同じ。）とのリンクを拡充する。 ニ 重要かつ利用頻度の高い歴史公文書等について、利用者の利便を図るため、マイクロフィルムへの媒体変換等を計画的に行う。 iii) 国民のニーズ等を踏まえ魅力ある質の高い常設展・特別展等を年3回程度実施する。 また、企画内容や展示会目録等の有償化の可能性などについて専門家等からの意見を聴きつつ館の取組みの成果を検証し、方向性について結論を得る。 なお、分館においても常設展・企画展等を実施する。 iv) 所蔵する歴史公文書等について、広く国民の理解を深める一環として、他の機関からの学術研究、社会教育等の公共的目的を持つ行事等に出展するための貸出し申込みに対しては、歴史公文書等を取り扱う重要性・希少性を考慮し条件を付し貸出しを行うとともに、貸出しの決定までの期間を申請書類整備後30日以内とする。 v) 要審査文書（公開されている歴史公文書等のうち、一部に非公開情報が含まれている簿冊）の閲覧申込については、次の期間内に審査し、閲覧に供する。 イ 閲覧申込があつてから30日以内に審査し、閲覧に供する。 ロ 前項に関わらず、事務処理上の障害その他正当な理由により30日以内に審査することができないときは、30日を限度として延長し、審査できない理由及び期間を閲覧者に連絡する。 ハ 閲覧申込の公文書等が著しく大量又は、内容等の確認に時間を要する場合は、60日以内に審査する。 ニ 著しく大量又は、内容等の確認に時間を要するため、60日以内にそ	タル展示」の公開。 ハ 特別展等の開催のお知らせ及び館の業務の最新情報を積極的に紹介。ホームページ更新回数 150件 ニ 計画的なマイクロフィルム化の実施 つくば分館 500, 920コマ 本館 613, 256コマ iii) ・春・秋の特別展において、展示目録をフルカラーで作成。 ・夏の企画展に関して、本館玄関脇に告知サインシートを掲出。 ・分館においては、常設展及び夏の企画展「つくば今昔物語」を開催するとともに、同期間中に和綴じ体験講座を実施。 館の特別展の在り方等に関して専門家から意見を聴取するアドバイザー会議を開催（10月22日）。 iv) 11件42冊の申込みに対し、申請書類整備後すべて30日以内に貸出しを決定。 v) 要審査文書の審査は708冊であり、審査の結果公開としたもの561冊、非公開部分に袋掛け等の措置を講じて部分公開としたもの147冊。 イ 閲覧申込から30日以内に審査し、閲覧に供したもの：688冊 ロ 審査期間を延長し、その理由及び進ちょく状況を連絡したもの：20冊 ハ 閲覧申込から60日以内に審査したもの：11冊（10冊は国の安全に関する情報の確認に時間を要したため、1冊は東京裁判弁護資料であり個人情報の確認等に時間を要したため） ニ 閲覧申込から60日以内に審査できなかったもの：9冊（3冊は国の
---	---

のすべてを審査することにより事務の遂行に著しい支障が生じる場合には、相当の部分につき審査し、この場合も審査できない理由及び期間を閲覧者に連絡する。

④ デジタルアーカイブ化の推進

歴史公文書等を広く一般の利用に供するため、インターネットを通じ所蔵資料を検索し、デジタル画像を閲覧できるデジタルアーカイブを継続運用する。

- i) 画像については、既存のマикроフィルムから約78万コマをデジタル化し、これまでに提供してきた約260万コマと合わせて、計約338万コマのデジタル画像をインターネットで公開する。
- ii) 大判又は原本保護のため閲覧に供されていない重要文化財、その他貴重な資料である絵図等については、既存のポジフィルム及び新たに撮影するものから約180点をデジタル化し、これまでに提供してきた約680点と合わせて、計約860点のカラーデジタル画像をインターネットで公開する。
- iii) 閲覧サービスの向上を図るため、館の保管に係る歴史公文書等の既存目録の検索手段の充実及び見直し等を進める。
- iv) 全国の公文書館等のデジタルアーカイブ化推進に資するため作成した、標準仕様書案に基づき、パイロットシステムを構築する。

⑤ 保存及び利用に関する研修の実施その他の措置

- i) 館及び国の機関等並びに地方公共団体等の職員を対象として、歴史公文書等の保存及び利用に関し、次の目的を持つ体系的な研修を実施するとともに、専門的・技術的な助言を行う。また、年間延べ研修日数は30日程度、延べ受講者は100名程度とする。

安全に関する情報の確認に時間を要したため、6冊は明治初期の刑事判決原本であり、崩し字で記載された個人情報の確認に時間を要したため)

④ デジタルアーカイブ化の推進

- i) デジタルアーカイブの継続運用を行い、アジ歴とのリンク画像も含め、約568万画像を提供中。
今年度分として約78万コマのデジタル画像を作成中。
- ii) デジタル・ギャラリーでは、現在684点の資料についてデジタル画像を提供中。
今年度分として184点の資料を対象にカラーデジタル画像を作成中。

iii) 平成19年度移管計画により受け入れた資料群情報を整理中。

- iv) 全国の公文書館等におけるデジタルアーカイブの標準化に係る調査・検討のため、以下の作業を行った。
 - ・標準仕様書案(平成19年度作成)について、全国の公文書館等への意見照会(5月30日～6月20日)
 - ・全国公文書館長会議(6月10日)において、標準仕様書案(平成19年度作成)に係る調査・検討結果の報告
 - ・標準仕様書案に係る実証試験の調査項目等の検討
 - ・実証試験を行うためのパイロット・システムの構築に関する業務委託先の選定

⑤ 保存及び利用に関する研修の実施その他の措置

- i) 館及び国の機関等並びに地方公共団体等の職員を対象(独立行政法人にも募集を実施)として、以下のとおり体系的な研修を実施した。
研修受講者数は136名であり、年間延べ受講者は100名程度という目標を上半期で達成した。

イ 保存利用機関等の職員を対象とした研修 - 公文書館法（昭和 62 年法律第 115 号）の趣旨の徹底並びに歴史公文書等の保存及び利用に関する基本的な事項の習得 - 公文書館法第 4 条第 2 項に定める専門職員として必要な専門的知識の習得 - 歴史公文書等の保存及び利用に関し、特定のテーマに関する共同研究等を通じての実務上の問題点等の解決方策の習得 ロ 国の文書管理担当者等を対象とした研修 現用文書の管理の徹底、移管及び公開等に関する理解の深化、歴史公文書等の管理に関する基本的事項の習得 ii) 国の文書管理担当者等を対象とする研修の充実方策並びに国及び地方公共団体等の保存利用機関の職員に対する研修の強化方策 イ 国及び地方公共団体等の保存利用機関の職員に対する研修のうち、公文書館専門職員養成課程については引き続きカリキュラム内容等の充実を図る。 ロ 上記以外の研修については「公文書館制度を支える人材養成等のための P T」において更なる検討を行い、これらの結果を平成 21 年度以降業務に反映させる。	イ 保存利用機関等の職員を対象とした研修 - 公文書館等職員研修会（初任者研修） （9 月 1 日～5 日 実施）受講者：58 機関 69 名 - 公文書館専門職員養成課程（専門職員研修） （前期：9 月 29 日～10 月 10 日 実施） （後期：11 月 10 日～11 月 21 日 予定） 受講者：10 機関 10 名 - 公文書館実務担当者研究会議 （平成 21 年 1 月 27 日～29 日 予定） ロ 国の文書管理担当者等を対象とした研修 - 公文書保存管理講習会 （6 月 30 日～7 月 2 日 実施）受講者：28 機関 57 名 - つくば分館研修・見学会 （8 月 29 日 実施）受講者：11 機関 21 名 ii) 「公文書館制度を支える人材養成等のための P T」（平成 17 年 9 月 1 日に設置）を開催し、人材養成等の具体的な方策を検討。 イ 専門職員養成課程について、「公文書館論」、「公文書資料論」、「資料情報サービス論」、「資料管理論」という研修科目群の順番を変更し、「資料管理論」と「資料情報サービス論」を入れ替えて実施。 19 年度に引き続き、研修科目群の集中化、情報科学及び個別課題研究演習の時間数の拡大、修了論文研究のカリキュラム化を図り実施。 20 年度の募集対象機関について、公文書館を新設した長野市公文書館、磐田市歴史文書館、公文書館制度導入に向けた取組を始めた香川県三豊市、富山市等を追加。 21 年度のカリキュラムは引き続き検討。 ロ 職員研修会について、有識者会議の中間報告を踏まえ、各府省庁の文書主管課等の職員の公文書館機能等に関する理解を深めさせるため、本研修会の科目を受講する機会を新たに設けて実施。その結果、受講者 69 名に加えて 14 機関 28 名が参加。 - カリキュラムは、前年度に引き続き、公文書館業務について移管から公開に至るまで一貫した講義を実施。また、グループ討論について、5 つの討論テーマから受講者が事前に選択する方式に
---	---

iii) 情報の提供、意見交換等 イ 歴史公文書等の的確かつ効率的な移管・公開業務の推進に資することを目的として、国の機関の文書主管課職員その他の部局の文書担当等の職員を対象に、関係行政機関に公文書専門官等を派遣する形の説明会や本館・分館での施設見学会を実施する。 ロ 移管基準を分かりやすく解説したパンフレットを作成し、国の機関等に配布することにより、公文書館の役割、公文書の移管、保存等に関する情報の提供を行う。 ハ 「国際アーカイブズの日」(6月9日)に合わせて開催する全国公文書館長会議等を通じて、国又は地方公共団体が設置する公文書館との交流、意見交換等を行う。	変更し、自己紹介及び論点の抽出を早め実施するとともに、受講した講義内容の理解の深化を踏まえて、最終日に効果的な集中討論を実施。 ・保存管理講習会について、現用文書の管理の徹底を図る観点から、カリキュラムの積極的な見直しを行い、有識者会議における議論の内容及び論点項目等に関する講義のほか、現用文書の管理に係る現状調査の調査結果に関する報告も実施。また、同有識者会議の中間報告を資料として受講者に配布。 ・20年度実務担当者研究会議について、テーマを「公開制度の現状と課題」とした。 ・上記を踏まえ、各研修の21年度のカリキュラムについて、引き続き検討。 iii) 情報の提供、意見交換等 イ・すべての移管元行政機関に出向き、文書主管課職員及び各部局の文書担当者等に対し、移管基準等についての説明会を実施。(18機関実施済。計418名) ・各府省庁の文書管理担当者に対し、研修・見学会として、つくば分館の見学及び講義を実施。(8月29日)(参加者11機関21名) ・各府省庁の事務次官等に対し、館長から直接に移管を要請。また、有識者会議における検討状況や館長がオブザーバーとして参画し国立公文書館として専門的知見を有する立場からの助言や意見を述べている旨報告。さらに、昨年6月に各府省庁との間で合意され、本年度から開始されることとなった「特定の国政上の重要事項該当文書」及び「定期的作成文書」の円滑な移管の実施等についても併せて要請。(16機関実施済。内閣府は11月5日、内閣官房は11月実施予定。内閣府大臣官房管理室長同席。) ロ 移管制度について解説したパンフレット「公文書の管理と移管」(改訂版)を作成し、国の機関等に配布。 ハ 「国際アーカイブズの日」記念講演会を開催 (6月9日 於・東京都) ・全国の公文書館長、アーカイブズ関係機関協議会構成員を始めとするアーカイブズ関係者、独立行政法人、企業等の関係者、
---	--

ニ 歴史公文書等の保存、利用に関する学術団体、機関等による「アーカイブズ関係機関協議会」を開催し、意見交換、相互協力等を行う。 ホ 国の機関又は地方公共団体等が行う各種研修会等に講師を派遣する。	マスメディア関係者等約 150 名が一堂に会し、今後のアーカイブズについて意見交換等を実施。 ・日本アーカイブズ学会会長の基調講演、中四国地区公文書館におけるアーカイブズウィークへの取組についての事例報告、パネリストによるパネルディスカッションを実施。 ・第 1 回「国際アーカイブズの日」記念日本大会アピールを決定。 ・上川陽子公文書管理担当大臣のあいさつ ・引き続き、懇談会を開催し、全国の公文書館長、アーカイブズ関係機関協議会等の関係者による意見交換を実施。 平成 20 年度全国公文書館長会議を開催 （6 月 10 日 於・東京都） 出席者 46 館 65 名 ・有識者会議の開催等について、内閣官房公文書管理検討室から報告。 ・全国の公文書館等におけるデジタルアーカイブ・システムの標準化に係る調査検討結果について当館から報告。関連して、埼玉県立文書館及び沖縄県公文書館からそれぞれの館におけるデジタルアーカイブ化に関する取組を報告。 ニ ・アーカイブズ関係機関協議会(第 4 回)を開催(9/18) 有識者会議の中間報告について、高山理事から報告及び協議会構成員による意見交換 ・記録管理学会等主催の講演会に役職員が出席（4/23、6/13） ・国文学研究資料館の立川移転記念式典に館長が出席（5/23） ・日本歴史学協会国立公文書館特別委員会委員との懇談会（7/4） ・国文学研究資料館アーカイブズカレッジ参加者による見学(8/26) ホ ・A I A I 会において館長が講演（有楽町電気ビル）(5/19) ・私立短期大学図書館協会において理事が講演(5/23) ・中央大学の「情報機器論／記録管理論」に、職員を派遣(6/5) ・平成 20 年度公文書保存・活用講座（新潟県立文書館）へ職員を派遣（6/6） ・平成 20 年度初任行政研修（人事院公務員研修所）において理事が講演（6/17, 24）
---	---

へ 歴史公文書等の保存、利用等に関する情報誌である「アーカイブズ」を発行し、国及び地方公共団体等に配布する。また、内容の充実を図るとともに、ホームページ上で公開する。 ⑥ 利用者の利便性向上のための所在情報の提供 保存利用機関等が保持する歴史公文書等の所在情報を一体的に提供するため、国の保存利用機関の所在情報や所蔵資料をわかりやすく紹介すること等を目的とした歴史公文書探究サイト「ぶん蔵」の内容の充実を図るとともに、「ぶん蔵」の認知度を高めるよう努める。 また、利用者の利便性向上のため、引き続き、立法府、司法府を含む国の保存利用機関との間で、更なる情報内容の充実について検討する。 ⑦ 国際的な公文書館活動への参加・貢献 i) 国際的な公文書館活動への積極的貢献 館が国際社会における我が国の地位にふさわしい形でその役割を果たすため、国際公文書館会議（ICA）の副会長国としての活動を中心に、積極的な貢献を行う。また、ICAが主唱して設けられた「国際アーカイブズの日」（6月9日）について、日本国内への広報普及に	・情報メディア学会第7回研究大会において、理事が基調講演（6/28） ・核融合科学研究所（岐阜県土岐市）に、職員を派遣（7/15） ・日本図書館協会中堅職員ステップアップ研修会において理事が講演（8/18） ・平成20年度公文書講演会（沖縄県公文書館）へ職員を派遣（8/27） ・兼士会において館長が講演（学士会館）（9/16） へ 平成19年度実務担当者研究会議を踏まえて、「文書の保存・管理、修復技術について」を中心に「アーカイブズ」第32号（5月）を、「公文書管理の法制化にむけて、EASTICA2008・韓国の新館の紹介」をテーマに同第33号（8月）を刊行するとともに、ホームページに掲載した。 ⑥ 利用者の利便性向上のための所在情報の提供 中高生程度の利用者にも理解できるよう、国の保存利用機関（5機関）の所蔵資料をホームページ上で紹介する歴史公文書探究サイト「ぶん蔵」については、歳時記の新設など、サイトのリニューアルを行い、より身近でわかりやすい内容となるように工夫した。併せて、上半期に65回の更新を行い、内容の充実に努めた結果、アクセス数が毎月2万件を超えるまでに増加した。 また、「ぶん蔵」コンテンツを基にした夏の企画展「記録されたオリンピック」（7月22日～9月19日）を開催した。 さらに、歴史公文書等所在情報ネットワーク検討連絡会議を開催し（7月2日）、各機関の最近の状況報告などを行うとともに、情報内容の充実方策について引き続き検討した。 ⑦ 国際的な公文書館活動への参加・貢献 i) 国際的な公文書館活動への積極的貢献 ・平成20年4月12日から16日まで、マルメ（スウェーデン）で開催された国際公文書館会議（ICA）執行委員会、管理運営委員会等に館長等が出席し、財政状況、ICA戦略方針、クアラルンプール大会準備状況等について討議した。
---	---

努める。

ii) 国際会議等への参加

平成 20 年夏にマレーシアで開催される第 16 回国際公文書館大会について、我が国の公文書館関係者の大会参加を促進するとともに、館主催のセッション及びワークショップの開催を通じて情報の発信を行い、諸外国と日本の公文書館との交流を図る。

また、韓国で開催される EASTICA 理事会及びセミナーにおいて、我が国の実情を紹介するとともに、参加各公文書館関係者との交流を深める。その他公文書館活動に関連する国際会議等に積極的に参加し、国際交流・協力を推進する。

iii) 外国の公文書館との交流推進

アジア地域の公文書館と一層緊密な関係を築くため、今後とも交流を深めるとともに、外国の公文書館等からの訪問・研修受入れ等の要請に積極的に対応する。

- ・ 6 月 9 日の「国際アーカイブズの日」を記念してポスターを制作し、関係機関に配布した。同日記念講演会を開催し、「第 1 回国際アーカイブズの日」記念日本大会アピールを採択した。
- ・ 7 月 25 日から 26 日まで、クアラルンプール(マレーシア)で開催された ICA 年次総会に館長等が出席、副会長としての功績により館長が ICA フェローとして表彰された。
- ・ 10 月 8 日から 10 日まで、ウィーン(オーストリア)で開催された ICA 執行委員会等に館長等が出席し、ビジネスプランの策定、財政状況、2011 年国際公文書館円卓会議(CITRA)開催地等について討議した。

ii) 国際会議等への参加

- ・ 4 月 17 日から 20 日まで、エディンバラ(英国)で開催された主要国国立公文書館長会合に館長等が出席、各国が直面する課題等について意見交換を行った。
- ・ 4 月 22 日から 26 日まで、ソナム(韓国)で開催された国際公文書館会議東アジア地域支部(EASTICA)理事会及びセミナー、韓国国家記録院新館開館記念式典及び記念会議に館長等が出席、職員がオンライン利用サービスに関するカントリーレポートを発表した。
- ・ 7 月 20 日から 26 日まで、クアラルンプール(マレーシア)で開催された第 16 回 ICA 大会に館長等 11 名が出席。当館の主催で 3 セッション・修復ワークショップを開催、講師 11 名を派遣した。セッション・ワークショップを合わせて延べ 279 名の参加者があった。また、EASTICA 展示ブースに参加し、ポスター展示・館の広報資料の配付等を行った。

iii) 外国の公文書館等との交流推進

- ・ 4 月 1 日、オマーン遺産文化大臣一行来館。
- ・ 4 月 17 日から 18 日まで、館長等がスコットランド国立公文書館及び同新館を訪問。
- ・ 4 月 23 日から 24 日まで、館長等が韓国国家記録院新館開館記念式典及び記念会議に出席。
- ・ 5 月 2 日から 6 日まで、上川陽子公文書管理担当大臣のオマーン国訪問に当館職員が随行、国立公文書館建設準備等について意見交換を行った。

iv) 外国の公文書館に関する情報の収集と館情報の海外発信 館の充実に資するため、先進的な外国の公文書館等への視察、情報の交換、資料交換等を通じ、外国の公文書館及び公文書館制度等に関する情報の収集及び蓄積を行う。また、国際会議における発表等を通じて、館に関する情報の海外発信に努める。 ⑧ 調査研究 i) 移管・保存、公開審査・利用及び修復等に関する諸問題について広	・ 5月26日から31日まで、アジ歴職員が韓国国家記録院を訪問、意見交換等を行った。 ・ 7月21日、館長等がマレーシア国立公文書館及び首相記念館を訪問。 ・ 7月24日から27日まで、職員がインドネシア・アチェ州博物館を訪問、修復技術を指導。 ・ 10月13日、館長等がドイツ連邦公文書館ベルリン本館及びホッペガルテン中間書庫を訪問。 ・ 10月21日から22日まで、一連の日本とオマーン国の大臣相互訪問等を受け、同国の国立公文書庁長官一行が来館し、施設見学及び意見交換を行ったほか、当館の案内でデジタルアーカイブ関連企業の視察を行った。 iv) 外国の公文書館に関する情報の収集と館情報の海外発信 ・ 4月1日から6日まで、職員が全米東アジア図書館協会 (CEAL) 年次総会に出席、館及びアジ歴について紹介。また、会議期間中に開催された北米日本研究資料調整協議会 (NCC) で、館のデジタルアーカイブ等について発表。 ・ 4月25日、EASTICA 理事会及びセミナーにおいて、職員がオンライン利用サービスに関するカントリーレポートを発表。 ・ 「国際アーカイブズの日」記念講演会及び日本大会アピールについて英文HPで報告。 ・ 7月22日から25日まで、ICA クアラルンプール大会の EASTICA ブースにおいてポスター展示・館の広報資料配布等により館の活動を紹介。 ・ 7月23日から24日まで、同大会において当館が主催したセッション・ワークショップで、当館理事、センター長、職員が司会、発表者、実技講師を務め、館の活動等を紹介した。 ・ 9月17日から26日まで、センター長等がリスボン（ポルトガル）で開催された日本資料専門家欧州協会 (EAJRS) 総会等に出席 ・ 中山恭子公文書管理担当大臣（当時）の米国国立公文書記録管理院（NARA）訪問（9/17）に際し、館長から NARA 長官に依頼。 ⑧ 調査研究 i) ・研究連絡会議を5回開催し、20年度の調査・研究課題、秋季・春
---	---

く館職員の間で認識を共有するため、自由闊達な意見交換と、協議決定を行うための研究連絡会議等を年12回以上開催する。特に、館の中核的業務を担うアーキビストとしての公文書専門官・公文書研究官は、館が所蔵する歴史公文書等の内容等について調査研究を行い、その成果をホームページ上で公開する。 また、外部講師を招き講義を受けるとともに意見交換を行い、公文書専門官等のアーキビストとしての素養、資質の向上を図る。 ii) 館が行った調査研究の成果等を公表する研究紀要「北の丸」により多面性を持たせるため、研究連絡会議で検討し、その内容の充実を図る。また、海外向けには英文目次に加えて主要掲載論文の英文要旨を添付し、情報発信に努める。 iii) 内閣府懇談会報告書（第2次）で提言された公文書等の散逸を防ぎ早めに分類・整理を行う「中間書庫システム」の構築に向けて、内閣府とともに、中間書庫の具体的機能や実施上の課題・解決策を具体的に把握・検討する。 (3) アジア歴史資料のデータベースの構築及び情報提供 20年度は引き続きアジア歴史資料センター（以下「アジ歴」という。）の今後の在り方を見据えつつ、現行中期計画の着実な達成に向けて事業を展開する。その中で、アジ歴のデータベース構築計画を引き続き促進するとともに、特に公開済みデータを遡及して点検し、データベースの精度改善を図る。 また、インターネットの最新の展開に沿った各種広告をはじめ、アジ歴の情報提供サービスを広く内外に周知するための広報活動を多角的に展開し、その効果も検証しつつ、潜在的利用者の掘り起こしを更に図っていく。併せて、利用者の立場に立った利便性の向上のためのシステムの見直しを継続して行う。	季特別展等について検討。 ・第72回研究連絡会議（5月16日）に外部講師として、和田 純氏（神田外語大学教授）を招き、「日本国内所在の歴史資料の現状と課題：アジア歴史資料センターの委託調査から見てきたもの」についての講義を聴いた上で意見交換を行った。 ii) ・第73回研究連絡会議（6月20日）で、本年11月発行予定の「北の丸」第41号に掲載予定の論文について、検討を行った。また、職員による論考「行政文書の評価選別に寄与する日本版機能別評価マニュアル（素案）の作成」において我が国のマクロ評価選別の手法による行政文書の評価選別への留意事項を論じ、及びアジ歴職員による論考「国立公文書館における日本の中国調査資料の紹介」によって、内閣文庫に所蔵する日本が収集した中国資料に係る情報を提供する等、内容の充実を図った。 ・海外向けには、英文目次に加えて主要掲載論文の英文要旨を巻末に掲載することを決定。 iii) 平成20年度においては、内閣府からの依頼により、中間書庫に移送された文書の評価選別を行い、回答した。 (3) アジア歴史資料のデータベースの構築及び情報提供 年度計画に沿って、上半期には以下の事業を実施した。
--	--

各事業を通じて、青少年等より広範な利用者層のニーズに意を用いていく。また、内外類縁機関とのネットワークを強化していく。

① アジア歴史資料データベースの構築

i) データベース構築計画に基づき、国立公文書館については平成20年度にデジタル化されたアジア歴史資料の提供を受ける。また、外務省外交史料館と防衛省防衛研究所については19年度にデジタル化された資料の提供を受けるとともに、提供時期の前倒しを引き続き促していく。

ii) 上記3機関から提供された資料の画像変換や目録作成等のデータベース構築作業の効率化を図り、19年度の受入れ分計308万画像の1年以内の公開を実施する。20年度の受入れ予定数約250万画像についても、受入れから1年以内の公開を目指し、作業を進める。

これらにより20年度には公開資料累計約1750万画像に達することを目標とする。

iii) 20年度は、データの正確性を向上させるため、既公開データの遡っての点検を重点的に図る。

iv) 引き続きアジア歴史情報システムのセキュリティの維持・強化のために諸方策を講じていく。

② アジア歴史資料センターの広報

i) インターネット上では、広報効果の高いスポンサーサイト広告を和英文双方で継続して行うとともに、バナー広告、タイアップ広告などその他の広告手段も含め、インターネットの最新の進展を踏まえつつ時宜に応じて行う。

ii) その他広報対策、特にメディア対策、一般広報資料及び啓発宣伝用品の作成・配布などを多角的に組み合わせて展開する。

① アジア歴史資料データベースの構築

i) 平成20年度受入分として、6月に外交史料館から51万コマ、9月に防衛研究所図書館から73万コマ、外交史料館から5万コマを入手した。下半期では、国立公文書館45万コマ、外交史料館19万コマ、防衛研究所図書館57万コマを入手予定。

ii) 平成19年度入手分は、国立公文書館46万コマ、外交史料館56.6万コマ、防衛研究所図書館205.6万コマの合計約308.2万コマであった。9月末までに19年度入手分はすべて公開し、これにより、19年度入手分の1年以内の公開目標は達成した。また、9月末時点での累計公開資料数は1740万コマに達した。下半期では、平成20年度受入分の公開作業を行う。

iii) 一部公開資料の階層細分化によるデータ精度の向上を図るとともに、重複データの修正による精度の向上を図った。引き続き、下半期では本格遡及作業のための準備を行う。

iv) 閲覧室レイアウト変更によるセキュリティの改善、Windowsのアップデート等適宜実施するとともに、防犯カメラの設置等について検討した。

② アジア歴史資料センターの広報

i) スポンサーサイト広告を4月1日から開始した。同広告については検索語及び誘導文章など逐次検証し効果的なアクセス誘導に努めている。8月18日から24日まで新聞系ウェブサイト2社に、これまでに開催されてきたアジア歴史の5つの特別展及び特集・終戦に関するアジア歴史公開資料の紹介を題材にバナー広告を実施するとともに、8月6日から9月2日までyahoo 終戦特集でアジア歴史特別展が取り上げられた。下半期では、引き続き、スポンサーサイト広告を行うとともに、バナー広告、タイアップ広告、行動ターゲット広告を適宜行う予定。

ii) アジア歴史ロゴマークを公募し、736点の応募作品から、採用品1点、優秀作品2点、佳作3点を仮決定した。採用品については意匠

iii) アジ歴サイト上の既存の特別展を充実・強化する（英語版作成を含む）とともに、新たな特別展の立ち上げも検討する。 iv) 引き続き、国内外の大学等教育・研究機関や、文書館、図書館、関係会議などの場で、セミナー、デモンストレーション等を行う。	登録を予定している。 また、下記の雑誌・書籍にアジ歴紹介記事が掲載又は掲載が予定されている。 ・中国社会科学院近代史研究所編「抗日戦争研究」（季刊誌、2008年7月発行） ・20世紀メディア研究所編「インテリジェンス」（第10号、2008年8月） ・日本武道館「武道」（2008年8月号） ・小川千代子・小出いずみ編「アーカイブスへのアクセス」（日外アソシエーツ、2008年9月） ・山川出版社「歴史と地理 日本史の研究」（2008年12月号予定） ・欧州日本研究会(EAJS)プログラムパンフレットに広告を掲載 iii) 「日露展」関係資料を新たに追加するとともに、8月に「条約展」に新たなコンテンツを追加した。また、特集「終戦に関するアジア歴史資料センター公開資料のご紹介」を公開した。「条約展」には、下半期でもコンテンツを追加する予定。新たな特別展の立ち上げについては、引き続き検討予定。 iv) ・国内外の大学・研究機関等でのセミナー、デモンストレーション 全米東アジア図書館協会(CEAL)、北米日本研究資料調整協議会(NCC)、米国アジア研究学会(AAS)(4/1-6)、日本アーカイブズ学会(4/19-20)、国際公文書館会議東アジア地域支部(EASTICA)理事会及びセミナー(4/22-26)、韓国国史編纂委員会、韓国国家記録院及び同ナラ記録館、釜山大学、済州ハルナ大学(5/26-31)、国立情報学研究所(NII)(6/5-6)、歴史教育者協議会(6/20)、千葉大学(6/26)、北海学園大学(7/4)、国際公文書館会議(ICA)大会(7/22-25)、日本資料専門家欧州協会(EAJRS)、欧州日本研究会(EAJS)、オランダ戦争資料館(9/17-26)、青山学院高等部(9/29) ・来訪者に対する広報 シンガポール国大使 TAN Chin Tiong 氏、同書記官 Ethan Chua 氏(5/12)、在コタキナバル森田総領事(5/16)、韓国国立中央図書館 Auk-hee, Lim 氏外3名(5/21)、プリンストン大学 Sheldon Garon 教授(6/12)、在オランダ小町大使(7/1)、NHKライツアーカイブ4
---	--

③ 利用者の利便性向上のための諸方策 i) 利用者にとっての機関横断的な利便性を向上させるため、20年度も引き続き国内外の類縁機関との交流を深め、リンク網の拡充など連携を強化する。 ii) 国内の機関が保有するアジア歴史資料の内容、所在の調査を継続する。海外のアジア歴史資料所蔵機関との連絡を更に図り、連携を模索する。 iii) インターネットを通じたモニター制度等により利用者の動向、ニーズ等を引き続き把握し、その分析を行うとともに、システムの一層の改善と利便性の向上を図っていく。 iv) 学生、若年利用者のニーズを踏まえたコンテンツの開発とアジア歴史資料の一層の改良を検討する。 3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 別紙のとおり。 4 短期借入金の限度額 短期借入金の限度額は、1億円とし、運営費交付金の資金の出入に時間差が生じた場合、不測の事態が生じた場合等に充てるために用いるものとする。 5 重要な財産の処分等に関する計画 その見込みはない。 6 剰余金の使途 剰余金は、デジタルアーカイブ化の推進並びにアジア歴史資料のデータベースの構築及び情報提供に係る業務に充てるものとする。	名（7/14） ・その他広報 国立教育政策研究所(5/27)、朝日新聞柴田氏(6/18)、外務省研修所(7/14) ③ 利用者の利便性向上のための諸方策 i) CEAL、EAJRS 総会等への出席、及び韓国国家記録院等への訪問（上記②iv）を通じ海外類縁機関との交流を行った。また、国内1機関、中国1機関、韓国5機関と新たにリンク網の拡充を図った。 ii) 20年度調査を開始した。 19年度調査報告を公開（8月29日）するとともに、18年度調査機関での未公開機関を公開した。下半期では、19年度調査機関での未公開機関を公開する予定。 iii) 19年度モニター調査の結果を取りまとめ、HP上で公開するとともに、コメント、要望の受付を行い、利用者からの声を引き続き適宜システムに反映させた。また、公開済み資料の目録情報、階層構造などの再点検・改善を開始した。 iv) 教育情報ナショナルセンター（NICER）ポータルへの登録申請を行った。
--	---

7 その他内閣府令で定める業務運営に関する事項

(1) 施設・設備に関する計画

その見込みはない。

(2) 人事に関する計画

館の機能強化及び業務の多様化に対処するため、弾力的な組織の構築とこれに対応する適正な人員配置を行う。

また、館及び関係省庁や民間などにおいて実施する研修等に職員を積極的に参加させ、資質の向上を図る。

(3) 中期目標期間を超える債務負担

中期目標期間中の館業務を効率的に実施するために締結したコンピュータの賃貸借契約について、中期目標期間を超える債務を負担する。

7 その他内閣府令で定める業務運営に関する事項

(1) 施設・設備に関する計画

平成 19 年 2 月から 6 月にかけて実施した耐震調査の結果、耐震補強の必要が判明したため、耐震改修等工事のための経費を平成 21 年度予算概算要求に反映した。

(2) 人事に関する計画

業務の進展に併せた体制整備を検討するとともに、職員の資質の向上、業務の計画的かつ円滑な執行及びその効率化を図るため、職員を研修等に積極的に参加させている。

- ・ 館主催の研修 1 1 名
- ・ 他機関主催の研修 2 名

(3) 中期目標期間を超える債務負担

アジア歴史資料センター資料提供電子計算機システム

平成 18 年 10 月 1 日から平成 23 年 9 月 30 日まで

国立公文書館 LAN システム

平成 19 年 8 月 1 日から平成 24 年 7 月 31 日まで